

令和 7 年度 保育所等利用のしおり



市HP「保育所等の
入所申込・保育料の
ご案内」へアクセス



市HP「児童面接の
予約について」へ
アクセス



この冊子には、保育所等を利用する保護者の方に知っておいていただきたいことが書かれています。必ずお読みいただいたうえで申し込みください。

また、申込み手続きが済んだ後や入所した後も、大切に保管してください。

なお、ご不明な点がありましたら、19～22 ページの「よくある質問と回答」をお読みいただき、その他のご質問については、保育課へお問い合わせください。

面接予約日時

月 日 ()

時 分 ~

☆持ち物チェック☆

- ☐ 必要書類一式（記入済み）
- ☐ 母子手帳
- ☐ マイナンバーカード
- ※詳しくは 6 ページ参照

保育所等の入所の申し込みをする方は、4～7 ページをよくお読みいただき、ご予約を！

〒286-8585

成田市花崎町 760 番地（市役所 2 階）

成田市役所 こども未来部 保育課

電 話 0476 (20) 1607

F A X 0476 (33) 3665

メー ル hoiku@city.narita.chiba.jp

【 目 次 】

1. 保育施設について	1
(1) 認可保育施設	
(2) 認可外保育施設	
2. 教育・保育給付認定について	2
(1) 保育を必要とする理由等	
(2) 保育の必要量	
(3) 認定区分	
3. 申込みの手続きについて	4
(1) おおまかな流れ	
(2) 申込み書類の提出・児童面接について	
(3) 結果について	
(4) 産後・育児休業を取得中の人について	
(5) 申し込み後にお伝えいただくこと	
4. 入所の申込みに必要な書類について	6
(1) 申込みをするすべての人が必要な書類	
(2) 保育を必要とする理由が認められる書類	
(3) 児童や家庭の状況に関する書類(該当する人のみ)	
(4) 保育料を算定するための書類(該当する人のみ)	
5. 入所後の諸注意について	8
(1) 慣らし保育	
(2) 入所後に必要な書類	
(3) 入所後に行う手続き	
6. 転園について	9
(1) 申請をする前に	
(2) 必要書類	
(3) 受付期間	
7. 退所について	9
8. その他の保育サービスについて	10
(1) 一時保育	
(2) 年末保育	
(3) 病児・病後児保育	
9. 保育料について	13
(1) 保育料の金額	
(2) 保育料の減額・免除	
(3) 保育園給食費(副食費)	
(4) 保育料等の納入方法	
10. 時間外保育について	17
11. 保育所等入所世帯援助費について	18
12. よくある質問と回答	19
13. 市内の保育所等一覧	23

1. 保育施設について

(1) 認可保育施設

①保育所(0～5 歳児)

就労、疾病、病人の看護等により、家庭で保育できない保護者に代わって保育するための児童福祉施設です。「集団生活に慣れさせるため」「小学校の入学準備のため」等の理由では入所できません。

②認定こども園(0～5 歳児)

幼稚園部分と保育所部分の機能をあわせ持つ施設です。保育所部分(0～5 歳児)の申込みを成田市で受け付けます。幼稚園部分(3～5 歳児)を希望する人は、施設に直接お問い合わせください。

③小規模保育事業所(0～2 歳児)

定員 6 人以上 19 人以下で、2 歳児までを対象として児童の保育を行います。

④事業所内保育事業所(0～2 歳児)

企業が従業員のために設置する保育施設等で、従業員の児童(従業員枠)の他に、2 歳児までの地域の児童(地域枠)の保育を一緒に行います。申込みは、地域枠のみを成田市で受け付けます。従業員枠を希望する人は、施設に直接お問い合わせください。

⑤家庭的保育事業所(0～2 歳児)

定員 5 人以下で 2 歳児までを対象とし、保育者の居宅で児童の保育を行います。

※成田市内の上記③～⑤の施設について 2 歳児で卒園となりますが、卒園後は連携施設への入所が可能となります。

(2) 認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設であって、認可保育施設でない施設の総称をいいます。認可外保育施設の運営は、各施設で独自に行われているため、サービスや設備の内容は、施設によって大きく異なります。

<令和 7(2025)年度 クラス年齢早見表>

クラス	生年月日
5 歳児	平成 31(2019)年 4 月 2 日 ～令和 2 (2020)年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2 (2020)年 4 月 2 日 ～ 令和 3(2021)年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3 (2021)年 4 月 2 日 ～ 令和 4(2022)年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4 (2022)年 4 月 2 日 ～ 令和 5(2023)年 4 月 1 日
1 歳児	令和 5 (2023)年 4 月 2 日 ～ 令和 6(2024)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 6(2024)年 4 月 2 日 ～

2. 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合、教育・保育給付認定（保育を必要とする理由があるかどうかの認定）の申請をする必要があります。

後日、申請に基づき「支給認定証」が交付されますので、紛失等しないよう卒園まで大切に保管してください。なお、「支給認定証」は保育の必要量等について交付されるものであり、入所の可否とは関係ありません。

（１）保育を必要とする理由等

保育所等の利用に必要な教育・保育給付認定を受けるには、保護者が「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。「保育を必要とする理由」に該当しない場合は、保育所等の利用はできません。

（２）保育の必要量

教育・保育給付認定の保育必要量を、保護者の就労等の状況に応じて、以下のとおり「保育標準時間」「保育短時間」の２種類に区分します。また、保育を必要とする理由により、選択できる保育必要量が決まります。なお、どちらの区分で認定を受けた場合でも、保護者が保育を必要とする時間での利用になります。

区分	保育を必要とする理由
保育標準時間 １日最大１１時間まで	１か月１２０時間以上の「就労」「介護・看護」「就学・技能取得」、 「妊娠・出産」「疾病・障がい」「災害復旧」「DV・虐待等」
保育短時間 １日最大８時間まで	１か月１２０時間未満の「就労」「介護・看護」「就学・技能取得」、 「求職活動」「育児休業取得」

※保育を必要とする理由が保育標準時間に該当する場合でも、希望があれば保育短時間の認定も可能です。また、保育短時間に該当する場合でも、保護者の就労時間や通勤時間等を考慮し、標準時間での認定が可能な場合があります。

※上記の「最大１１時間まで」「最大８時間まで」は、時間外保育を除くそれぞれの施設が定める時間になります。各施設の開所時間については、23・24ページをご覧ください。なお、保育園に預けられる時間は認定区分に関わらず、就労時間に通勤時間を加えた時間となります。

（３）認定区分

保育の必要量の有無や児童の年齢等に応じて、下表のとおり３つの区分に認定します。

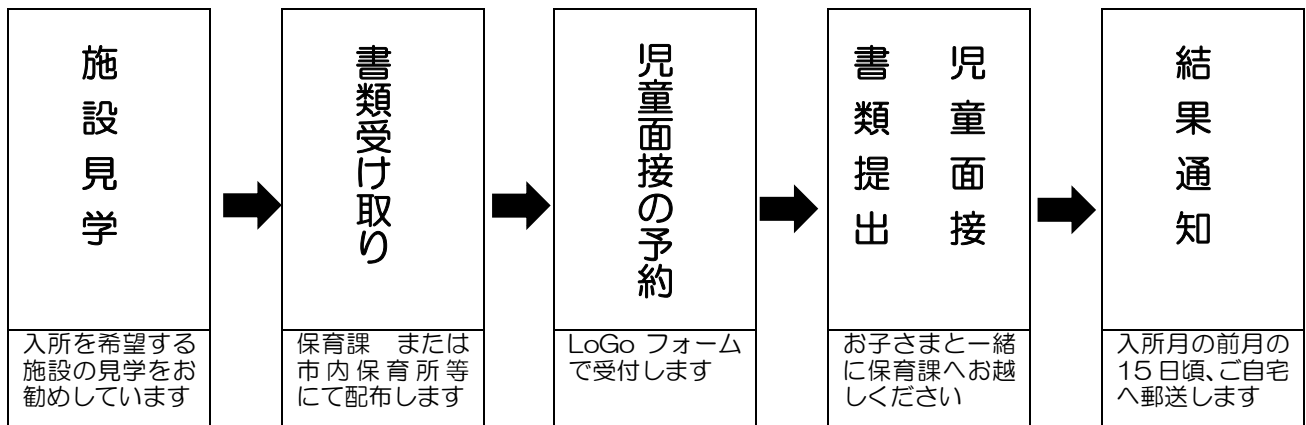
区分	対象	利用できる施設
１号認定	満３歳以上	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
２号認定	満３歳以上で、保育所等での保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所
３号認定	満３歳未満で、保育所等での保育を必要とする子ども	

【保育を必要とする理由と保育の認定期間】

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	保育の必要量
就労	月 60 時間以上の就労	小学校就学前まで	1 か月 120 時間以上の就労 …保育標準時間
		※有期雇用の場合、 雇用期間が終了する月の 末日まで	1 か月 120 時間未満の就労 …保育短時間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合	分娩予定日を基準とし前 後 2 か月間 ※多胎児の場合、前 3 か 月・後 2 か月	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
疾病・障がい	病気や負傷または心身に 障がいがある場合	対象者の傷病が治癒する まで	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
介護・看護	親族を常時、看護または 介護している場合		就労に準ずる
災害復旧	震災、風水害、その他の災 害の復旧にあたっている 場合	その危難が去ったと考え られるまで(最長 6 か月 間)	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
求職活動	仕事(就労時間が月 60 時間以上)を探している 場合	3 か月間 ※期間内に「求職活動」以 外の保育を必要とする 理由に該当しない場合 は退所	保育短時間
就学・技能取得	学校教育法に規定された 学校や職業訓練学校等に 通学している場合	学校・訓練が修了する月 の末日まで	就労に準ずる
DV・虐待等	詳細は保育課へお問い合わせください。		保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
育児休業取得	育児休業取得中に、既に 保育所等を利用している 子どもがいて継続利用が 必要である場合	育児休業に係る子が満 1 歳になる年度の末日まで ※育児休業期間が上記よ り短い場合、育児休業期 間が終了する月の末日ま で	保育短時間

3. 申込みの手続きについて

(1) おおまかな流れ（各月の申込み期間については下表を参照）



申込み期間

入所希望月	面接の予約受付開始	申込み書類の提出 及び 児童面接を行う期間
4 月入所 (1 次受付)	令和 6 年 10 月 1 日 (火)	令和 6 年 11 月 1 日(金) ～ 令和 6 年 11 月 29 日(金)
4 月入所 (2 次受付)	令和 7 年 1 月 15 日 (水)	令和 7 年 2 月 3 日(月) ～ 2 月 14 日(金)
5 月入所	3 月 3 日 (月)	3 月 17 日(月) ～ 3 月 31 日(月)
6 月入所	4 月 1 日 (火)	4 月 15 日(火) ～ 4 月 30 日(水)
7 月入所	5 月 1 日 (木)	5 月 15 日(木) ～ 5 月 30 日(金)
8 月入所	6 月 2 日 (月)	6 月 16 日(月) ～ 6 月 30 日(月)
9 月入所	7 月 1 日 (火)	7 月 15 日(火) ～ 7 月 31 日(木)
10 月入所	8 月 1 日 (金)	8 月 15 日(金) ～ 8 月 29 日(金)
11 月入所	9 月 1 日 (月)	9 月 16 日(火) ～ 9 月 30 日(火)
12 月入所 1 月入所	10 月 1 日 (水)	10 月 15 日(水) ～ 10 月 31 日(金)
2 月入所 3 月入所 4 月入所 (1 次受付)	10 月 1 日 (水)	11 月 4 日(火) ～ 11 月 28 日(金)

(2) 申込み書類の提出・児童面接について

申込み書類の提出と併せてお子さまの成育状況等の確認のため実施します。当日はお子さまと一緒にお願いします。

●面接場所 成田市役所保育課（2 階）

●持ち物 記入済みの必要書類一式（6・7 ページ参照）、母子手帳、マイナンバーカード

●面接日、面接開始時間（以下の①～⑦より選択）

①9 時 ②10 時 ③11 時 ④13 時 30 分 ⑤14 時 30 分 ⑥15 時 30 分 ⑦16 時 30 分

※申込み書類の受付、面接は 30 分程度を予定しています。

※予約の時間に遅れた場合、次の人の面接を優先する場合があります。

なお、予約制のため、4 ページの申込み期間をご確認のうえ、LoGo フォーム（表紙に記載の二次元コード）で児童面接の予約をしてください。

※予約が完了すると手続き完了メールが送付されるため、ご確認ください。

【予約内容の変更方法】

- ① 予約完了メールに添付されている URL にアクセスし、パスワード（※URL の下に記載あり）を入力して、“申請を取り消す”をクリックする。
- ② 再度、LoGo フォーム（表紙に記載の二次元コード）で児童面接の予約をする。

(3) 結果について

保育の必要度を指数化し、優先度の高い人から入所が決定します。結果については、入所希望月の前月の 15 日頃、以下の書類を発送します。なお、2 回目以降は、入所が決まったときのみ通知を発送します。

- ・入所できる ⇒「施設利用内定通知書」
- ・入所できない ⇒「施設利用保留通知書」

(4) 産後休暇・育児休業を取得中の人について

入所月の翌月 10 日までに復帰することを条件に、申込みをすることができます。入所した場合は、復帰後 10 日以内に、就労証明書を提出してください。

（例）9 月 10 日までに復帰する場合→8 月入所から申込みが可能

なお、育児休業の延長を希望する人は、「保育所等利用希望申込書」の「育児休業の状況」にて、「入所が保留となった場合、育児休業の延長を許容できる」にチェックをつけていただくと、入所協議において指数が大幅に減点されます。ただし、必ず入所が保留となるものではありません。

(5) 申込み後にお伝えいただくこと

次のような場合には、保育課に連絡してください。

●申込み内容に変更があった場合

- ・希望する保育所等の追加・変更をする場合
- ・就労先や勤務時間の変更、妊娠・出産等保育を必要とする理由に変更があった場合
- ・氏名、住所、世帯構成（同居・別居）、電話番号（連絡先）等に変更があった場合

※届出のあった月の翌々月の入所協議から適用されます（1・2・3 月入所協議を除く）。

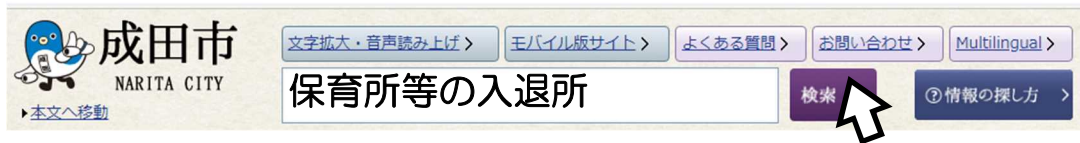
（例）8 月 10 日に変更を届出→10 月入所協議から適用

- ・食物アレルギー等により食事に配慮が必要となった場合

- 入所保留後、一時保育または認可外保育施設の利用が 1 か月 60 時間以上ある（見込みを含む）場合
- 保育所等を利用する必要がなくなり、申込みを取り下げる場合
- 「施設利用保留通知書」を受取った後に再度保留の証明が必要な場合

4. 入所の申込みに必要な書類について

「保育園における食物アレルギー疾患生活管理指導表」以外は、市ホームページからダウンロードできます。なお、必要書類が受付期間内に提出されない場合、優先度が低くなることや、入所協議の対象とならないことがあります。また、**☆マークの書類については、必ず成田市指定の様式を使用してください。**



スマートフォンの方はこちら↓



(1) 申込みをするすべての人が必要な書類

必要書類	備考
☆子どものための教育・保育給付に係る認定兼支給認定証交付申請書	保育所等の利用を希望する場合、教育・保育給付認定（保育を必要とする理由があるかどうかの認定）の申請をする必要があります。
☆保育所等利用希望申込書	表面・中面・裏面のすべての項目について記入してください。
☆児童の成育状況	令和7年4月1日時点の年齢により様式が異なります。
保育を必要とする理由が認められる書類	詳しくは下記(2)をご覧ください。
母子手帳	児童面接の際に使用します。
マイナンバーカード (通知カード、個人番号通知書、個人番号が記載された住民票でも可)	書類の提出の際に、申請者のマイナンバーの確認と本人確認を行います。

(2) 保育を必要とする理由が認められる書類（コピー可）

理由	必要書類
就労	☆就労証明書（就労予定を含む） ※個人事業主を除いて、就労先の人が記入するものです。
妊娠・出産	母子手帳（表紙と分娩予定日が記載されたページのコピー）
疾病・障がい	☆診断書(①疾病等用)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
介護・看護	☆介護(看護)状況申立書 及び ☆診断書(②介護看護付添用)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれか
災害復旧	り災証明書 及び ☆申立書
求職活動	☆求職活動に関する申立書
就学・技能取得	入学許可証または学生証 及び 時間割表(カリキュラム)等
DV・虐待等	行政機関で当該内容について証明された書類 ※詳細は保育課へお問い合わせください。

※同一住所地に、入所希望日時点において20歳以上65歳未満の人が居住している場合、父母と同じく、上記理由を証明する書類の提出が必要です。上記理由(求職活動を除く)のいずれにも該当しない場合や書類の提出がない場合は、入所協議における優先度が下がります。

(3)【該当する人のみ】児童や家庭の状況に関する書類

児童や家庭の状況	必要書類
保育所等に入所を希望する月の初日に満1歳に達しない場合	✳乳幼児健康診断書(医師記入)
食物アレルギー等と診断されている場合 または 宗教的な配慮が必要な場合	✳食物アレルギー等に関する調査票 (保護者記入)
食物アレルギー等により、給食にて食物の除去が必要であると診断されている場合	✳保育園における食物アレルギー疾患 生活管理指導表(医師記入)
就労先の認可外保育施設を年齢制限等の理由により退所しなければならない場合(就労開始後1年以上経過している場合)	✳認可外保育施設を退所となることの 証明書
ひとり親世帯の場合	戸籍謄本、児童扶養手当証書、離婚受理 証のいずれか(コピー可)
離婚予定で配偶者と別居している場合	✳申立書 及び 裁判所からの呼出状 または 事件係属証明書
市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、病児及び病後児保育施設、企業主導型保育事業所のいずれかで、教育または保育業務に従事している場合	保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のいずれかの資格を証する書類
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書
同一世帯で障害者手帳や療育手帳を所持する人がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳のコピー

(4)【該当する人のみ】保育料を算定するための書類

必要な場合	必要なこと
令和6年1月1日時点で、 成田市外に住んでいた場合 (住民登録地が成田市外の場合)	申請書に保護者全員(父、母、同居の(曾)祖父母等)のマイナンバーの記入が必要です。また、マイナンバーの記入に代えて、次の①～③の書類のうち、1つを提出することも可能です。 ① 令和6年度 給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 (勤務先で配布される市区町村からの通知書) ② 令和6年度 市民税・県民税 納税通知書(個人事業主等への市区町村からの通知書) ③ 令和6年度 課税(非課税)証明書(令和6年1月1日に住民登録をしていた市区町村が発行する書類で、所得控除額が記載されているもの)
令和7年1月1日時点で、 成田市外に住んでいた場合 (住民登録地が成田市外の場合)	申請書に保護者全員(父、母、同居の(曾)祖父母等)のマイナンバーの記入が必要です。また、マイナンバーの記入に代えて、上の欄に示す①～③の書類(ただし、令和7年度のもの)のうち、1つを提出することも可能です。

※保護者(父母)が離婚(離婚調停中を含む)し、別居している場合は、相手方のマイナンバーカードの提示や、上の表に示す①～③の書類提出は不要です。

※保護者の市町村民税所得割額が確認できないときは、確認できるまで、保育料が**最高階層(68,000 円 または 66,860 円)**で決定されます。階層区分については、13 ページをご覧ください。

5. 入所後の諸注意について

(1) 慣らし保育

保育所等では、お子さまに徐々に環境に慣れていただくため、慣らし保育を行います。慣らし保育は入所初日から始まり、状況に合わせて一定の期間行われます。期間中はお迎えが早くなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 公立保育所……1 週間から 10 日程度
- 私立保育所等…施設によって期間が異なります。

(2) 入所後に必要な書類

次の人は、入所後に申込み時とは別に書類の提出が必要になります。

産後休暇・育児休業明けで申込みの人	復職後、就労証明書を提出してください。 なお、申込み時に提出いただいた就労証明書の復職（予定）年月日や就労時間等、記載事項に変更がない場合は提出不要です。ただし、入所月の翌月の10日までに復帰していないことが判明した場合は、退所となります。
求職活動で申込みの人	3 か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。 ※就労を開始できない、または「求職活動」以外の保育を必要とする理由に該当しない場合は退所となります。

(3) 入所後に行う手続き

保育所等の利用に必要な教育・保育給付認定を受けた後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要な場合があります。教育・保育給付認定内容の変更は、変更申請書を提出した月の翌月からとなります。

保育料にも影響が生じる場合がありますので、状況が変わった際は、速やかに保育課へ連絡してください。

●連絡が必要な例

- ・保護者の就労状況が変わった場合
- ・保護者が仕事を辞めた場合
- ・保護者が妊娠した場合
- ・障害者手帳等・診断書・介護保険被保険者証の期間が満了する場合
- ・出産後、育児休業を取得する場合
- ・保護者の就学・職業訓練等の期間が満了した場合
- ・同居・別居・転居・出産・結婚・離婚等の場合
- ・成田市から転出する場合
- ・入所している保育所等を退所する場合
- ・幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)からの編入により、認定区分が変わる場合
(1号認定⇄2・3号認定)

6. 転園について

(1) 申請をする前に

- 保育の必要度を指数化し、優先度の高い方から入園が決定するため、希望の保育所等へ希望の時期に必ず転園できるものではありません。
- 4月入所協議及びきょうだいが在園している保育所等への転園を希望する場合を除き、入所協議における優先度が下がります。
- 転園申請が取り下げられない限り、令和 7 年度末まで継続して協議を行います。転園の意思がなくなったときは、必ず決定前に保育課にて、取下げの手続きを行ってください。
- 転園が決定した場合は、決定を辞退することはできません。
- 転園の可否については、入所希望月の前月の 15 日頃、以下の書類を発送します。なお、2 回目以降は、入所が決まったときのみ通知を発送します。
 - ・入所できる ⇒「施設利用内定通知書」
 - ・入所できない ⇒「保育所等転園保留通知書」

(2) 必要書類

以下の書類を保育課へご提出ください。(郵送不可)

- 転園を希望するすべての人が必要な書類**
 - ・保育所等転園申請書（成田市指定様式）
- 同一住所地に保護者以外の 20 歳以上 65 歳未満の人が居住している場合**
 - ・保育を必要とする理由が認められる書類
※6 ページをご参照いただき、該当する方の分をご提出ください。
※提出がない場合、入所協議における優先度が下がります。
- 食物アレルギー等がある場合**
 - ・「食物アレルギー等に関する調査票」（保護者記入）
 - ・「保育園における食物アレルギー疾患生活管理指導表」（医師記入）
※食物アレルギー等に関する書類提出がない場合は、入所協議を見送ることがあります。

(3) 受付期間

転園を希望する月に対応する受付期間（P 4 参照）に受付を行います。

7. 退所について

退所する場合は「保育所等退所届」を提出してください。また、次の場合は退所となります。退所日以降に「保育実施解除通知書」が送付されます。

- ・保育を必要とする理由が認められない場合
- ・転出等により、成田市民ではなくなった場合
- ・2 か月以上保育所等へ登園しなかった場合 ⇒登園しなくなった日の 2 か月後に退所
- ・提出書類に虚偽があった場合

8. その他の保育サービスについて

(1) 一時保育

保護者の就労、出産や入院等の際に一時的に児童の保育を行います。

※利用にあたり、慣らし保育が必要な場合があります。詳細は施設へお問い合わせください。

①公立保育所

ア.対象者(次のすべてを満たす人)

成田市内に居住している。

利用者が小学校就学前である。

保育所等に入所していない。

イ.利用日数

利用する理由により日数が異なり、次のとおりとなります。

就労形態等により、断続的に児童を保育できないとき ⇒ 週3日以内(月14日以内)

出産、傷病、入院、事故、災害、その他社会的に

やむを得ない事情で一時的に児童を保育できないとき ⇒ 14日以内

育児の疲労解消やリフレッシュしたいとき ⇒ 週1日(月4日以内)

ウ.申込み方法

各保育所等に直接連絡してください。なお、利用は予約制のため、緊急時以外は余裕を持って申し込んでください。

エ.料金

0～2歳児・・・30分 100円

3～5歳児・・・30分 50円

生活保護世帯・・・無料

オ.その他

日曜日、祝日、年末年始等の休園日は利用できません。

食物アレルギー等については、申込み時に必ず伝えてください。

公立保育所

名称(電話番号)	受入開始 年 齢	保育時間	料金		
			0・1・2歳児	3～5歳児	備考
中台第二保育園 (29-6676)	6 か月	【通常】 平日 8:30～17:00 土曜 8:30～12:30 【時間外】 平日 7:30～ 8:30 17:00～18:00 土曜 7:30～ 8:30	30分100円	30分50円	・年齢と保育料 4月1日の満年齢を基準とし、年度を通じ、その年齢で保育料が決まります。 なお、生活保護世帯は無料です ・利用時間数の数え方 毎時0分または30分から始まる30分を1枠として数えます。枠の途中から(または途中まで)の利用は、1枠分の料金が生じます。 ・別料金 昼食200円、おやつ60円
吾妻保育園 (27-5773)					
玉造保育園 (26-8889)					
赤坂保育園 (20-6900)					
大栄保育園 (73-3000)					
松崎保育園 (26-8282)					
高岡保育園 (96-0042)	満1歳				

②その他の保育所等

通常保育の定員に空きがある場合のみ受け入れ可能です。利用の際は、直接施設へご連絡ください。

名称(電話番号)	受入開始 年 齢	保育時間	料金			
			0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	別料金：主なもの
成田保育園 (22-0856)	7 か月	平日 8:30～16:30 土曜 なし	10 分 70 円	10 分 55 円	10 分 35 円	昼食 250円 おやつ 100円
宗吾保育園 (26-2472)	満 1 歳	平日 8:40～16:00 土曜 なし	1 日 2,500円 半日 1,250円	1 日 2,000円 半日 1,000円	1 日 1,500円 半日 750円	昼食 300円 (半日の場合のみ)
公津の杜保育園 (29-6551)	10 か月	平日 9:00～16:00 土曜 なし				
成田国際こども園 (85-6593)	満 1 歳	平日 8:30～16:30 土曜 なし		1 日 2,400円 半日 1,200円	1 日 1,600円 半日 800円	昼食 250円 おやつ 100円
ハレルヤこども園 (85-4170)	1 歳児	平日 8:30～16:00 土曜 なし		1 日 2,000円 半日 1,000円	1 日 1,350円 半日 650円	昼食 270円 おやつ 100円
わくわく保育園 成田園 (37-7775)	満 1 歳	平日 8:30～16:30 土曜 なし		1時間400円		昼食 250円 おやつ 100円
わくわく保育園 並木町園 (37-7065)	満 1 歳	平日 8:30～16:30 土曜 なし		1時間400円		昼食 250円 おやつ 100円
わくわく保育園 久住園 (29-5090)	満 1 歳	平日 8:30～16:30 土曜 なし		1時間400円		昼食 250円 おやつ 100円
ことり保育園 スカイタウン園 (37-7943)	満 1 歳	平日 8:30～16:00 土曜 8:30～16:00		1時間400円		昼食 250円 おやつ 100円
ことり保育園 公津の杜園 (37-3100)	満 1 歳	平日 8:30～16:00 土曜 8:30～16:00		1時間400円		昼食 250円 おやつ 100円
なかよし保育園 (33-6711)	満 1 歳	平日 8:30～16:00 土曜 なし	1日3,500円			昼食・おやつは、保育料に含まれる

(2) 年末保育

年末の就労により児童の保育ができない場合に、保育を行います。

① 対象者(次のすべてを満たす人)

- ・児童が市内の公立保育所に入所している。
- ・日中、保護者が就労している。
- ・同居の親族その他の者の保育を受けることができない。

②実施保育所

市内の公立保育所のうち 1 か所(実施園は未定)で行います。

③実施期間

12月29日～12月31日

④料金

0～2 歳児・・・1 時間 400 円 3～5 歳児・・・1 時間 200 円

生活保護世帯・・・無料

(3) 病児・病後児保育

児童が病気回復期等のため、保育所等に預けることができない場合で、保護者が就労、疾病、事故、出産又は冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できないときに、下記の病児・病後児保育施設で児童を保育します。

①対象者

生後 6 か月から小学 6 年生までの児童

②対象となる病気

- ・発熱、かぜ、上気道炎、気管支炎、中耳炎、胃腸炎等の日常みられる疾患
- ・インフルエンザ、水ぼうそう(水痘)、おたふくかぜ等の感染症
- ・骨折、やけど等の外傷性疾患

※利用の可否については、児童の症状、年齢及び当日の利用状況により施設が判断します。

③利用料

6 時間以上・・・2, 000 円

6 時間未満・・・1, 500 円

※市外在住者の利用料については、各施設により異なります。

※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は事前登録により無料となります。

※世帯の市民税課税状況については、子ども医療費助成受給券と同様に、8 月 1 日から切替えを行います。

④利用方法

・事前登録

次のいずれかにより利用登録申請書を提出してください

①窓口で提出（提出先：病児・病後児保育施設、公立保育園、こども政策課）

②インターネットで提出（右の二次元コードから、登録申請をしてください。）



※登録の有効期間はその年度の 3 月 31 日までとなりますので、年度ごとに登録が必要です。

※緊急時には、児童の症状や年齢等、また利用状況や予約状況により、当日の利用が可能な場合があります。市役所の翌々営業日までに利用したい場合は、病児保育室の窓口で申請してください。

・利用予約

各施設に電話をして利用の予約をしてください。

※利用予約をした後に利用する予定がなくなった場合は、必ず連絡してください。

・利用

各施設のしおり等で利用方法等を確認し、利用料、保険証等、必要な持ち物を忘れずに持ち、利用申込書等を記入・提出した上で利用してください。

病児・病後児保育施設

名称(電話番号)	所在地	開室時間	休室日	しおり
病児保育室 成田ナーシング保育室 (22-3131)	押畑 896 成田病院 B 棟 3 階	8:00~18:00 土曜日 13 時まで	月・日曜日、祝日、年末年始	
中島医院 めだか病児保育室 (27-3454)	中台 6-2-1 中島医院 2 階	8:30~18:00 土曜日 17 時まで	木・日曜日、祝日、年末年始	

9. 保育料について

(1) 保育料の金額

保育料は、児童の保護者（父母など）の市町村民税所得割合算額（※）により決定されます。ただし、父母の市町村民税所得割合算額がともに非課税の場合は、同一住所に居住する（曾）祖父母等（同一住所に居住していれば、住民基本台帳上で別世帯であっても算定対象）の税額により決定されます。

※令和 7 年 4 月～8 月分の保育料は令和 6 年度の市町村民税所得割合算額、令和 7 年 9 月～翌年 3 月分の保育料は令和 7 年度の市町村民税所得割合算額により決定されます。

※法令により、保育料の金額の算定に用いる市町村民税所得割合算額は、調整控除を適用し、その他の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等（ふるさと納税によるものを含む））を適用しない額となります。

成田市の保育料の金額表 <月額>					
		0 歳児～2 歳児		3 歳児～5 歳児	
階層 区分	保護者の市町村民税 所得割合算額	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円 (ただし、副食費は実費徴収) ※税額やきょうだいの数等によっては、副食費が免除になる場合があります。対象者には、「副食費の徴収免除のお知らせ」が送付されます。	
第 2	非課税世帯	0 円	0 円		
第 3	1 円 ～ 48,599 円	13,650 円 (6,820 円)	13,510 円 (6,750 円)		
	うち、ひとり親世帯等の認定世帯	6,300 円 (0 円)	6,300 円 (0 円)		
第 4	48,600 円～ 96,999 円	21,000 円 (10,500 円)	20,720 円 (10,360 円)		
	うち、ひとり親世帯等の認定世帯で市町村民税所得割合算額 77,101 円未満	6,300 円 (0 円)	6,300 円 (0 円)		
第 5	97,000 円～ 168,999 円	31,150 円 (15,570 円)	30,730 円 (15,360 円)		
第 6	169,000 円～ 300,999 円	42,700 円 (21,350 円)	42,070 円 (21,030 円)		
第 7	301,000 円～ 396,999 円	56,000 円 (28,000 円)	55,160 円 (27,580 円)		
第 8	397,000 円～	68,000 円 (34,000 円)	66,860 円 (33,430 円)		

※保育料の金額表の（ ）内の額は、第 2 子の保育料です。詳細については、14 ページをご覧ください。

① ひとり親世帯等の認定世帯について

次のいずれかに該当する世帯で、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合は、保育料が軽減されます。

○ひとり親世帯であること

→離婚し（離婚調停中を含む）、別居していること。ただし、事実婚状態の場合は、「ひとり親世帯」とはなりません。

○在宅障がい児（者）のいる世帯であること

→身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金等の受給者が同一世帯にいること。

②きょうだいがいる場合について

- 保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円 以上の場合
同一世帯に 2 名以上の**小学校就学前のきょうだい**がおり、保育所等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部などを含む）に在園している（同じ園でなくても可）場合、第 1 子の保育料の金額は基準額、第 2 子は半額（保育料の金額表の（ ）内の額）、第 3 子以降は無料となります。
- 保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円 未満の場合
年齢に関わらず、生計を一にしているきょうだいのうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。
- ひとり親世帯に該当し、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合
年齢に関わらず、生計を一にしているきょうだいのうち最も年長の子どもから順に数えて、第 2 子以降は無料となります。

保護者の市町村民税所得割合算額		きょうだいの数え方 (第 1 子・第 2 子・第 3 子の判定)
右記に該当しない世帯	ひとり親世帯等の認定世帯	
生活保護世帯	生活保護世帯	生計を一にしているきょうだいについて、子どもの年齢に関わらず、最も年長の子どもから順に数えます。
非課税世帯	非課税世帯	
1 円 ～ 57,699 円	1 円 ～ 77,100 円	
57,700 円 ～	77,101 円 ～	生計を一にしているきょうだいのうち、0～5 歳児について、保育所等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部なども含む）に在園している子どもを上から順に数えます（同じ園でなくても可）。

③年度途中の保育料変更について

- 税書類の提出がない場合や未申告の場合は、**第 8 階層(68,000 円または 66,860 円、第 2 子は 34,000 円または 33,430 円)**に決定されます。税書類が提出された後に再算定しますので、速やかに保育課にお知らせください。
- 市町村民税所得割合算額の変更、児童扶養手当受給の有無の変更、世帯の変更等があった場合は、保育料が変更となることがありますので、至急、保育課にお知らせください。
- 保育料の変更は、原則、保育課に変更事由の届出があった日の翌月から行われます。ただし、変更事由の届出が遅れた場合には、**年度内に限り**、その事由の発生した日の翌月にさかのぼって変更されます。

(2) 保育料の減額・免除

次の場合は、保育料等が減額や免除になる場合があります。それぞれ必要な書類がありますので、保育課へお問い合わせください。

- 火災、地震、風災害、その他の災害により、住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けたとき。
- 干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作・不漁、その他理由で収入が著しく減少したとき。
- 事業等の休廃止、失業等(自己都合は除く)により、収入が著しく減少したとき。
- 心身に重大な障がいを受けた、または長期入院したため、収入が著しく減少したとき。
- 入園児童の傷病等により、連続して 15 日以上通園が不可能であると認められるとき。

(3) 保育園給食費(副食費)

3歳児以上の児童については、保育料は無料ですが、副食費が実費徴収されます。金額は各施設にお問い合わせください。なお、副食費の免除対象者は下表のとおりです。免除対象者には「副食費の徴収免除のお知らせ」が送付されます。

保護者の市町村民税所得割合算額		0 歳児～2 歳児	3 歳児～5 歳児		
右記に該当しない世帯	ひとり親世帯等の認定世帯		第 1 子* ・ 第 2 子*	第 3 子*	
生活保護世帯	生活保護世帯	徴収なし	副食費免除	副食費免除	
非課税世帯	非課税世帯				
1 円 ～ 57,699 円	1 円 ～ 77,100 円		実費徴収 ※金額は各施設にお問い合わせください。 市内公立保育所は月額 4,800 円		
57,700 円 ～	77,101 円 ～				

※きょうだいがいる場合の数は、14ページをご覧ください。

(4) 保育料等の納入方法

①市内の公立保育所の場合

保育料・時間外保育料・保育園給食費（副食費）を市に納付してください。口座振替による納付をお願いします。

② 市内・市外の私立保育所の場合

保育料のみ市に納付してください。口座振替による納付をお願いします。

時間外保育料と保育園給食費（副食費）は、各施設が指定する方法により納付してください。

口座振替

- 口座振替は、下記の金融機関で対応しています。市内の金融機関の各支店の窓口でのお申し込みに加え、インターネットでお申し込み可能な Web 口座振替もご利用いただけます。
※Web 口座振替の申し込み方法については、16ページをご覧ください。
- 口座振替対象金融機関 ※市役所では受け付けできません
千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、成田市農業協同組合、かとり農業協同組合、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中央労働金庫、ゆうちょ銀行
- 振替日は、毎月末日（末日が休日の場合は、翌月初日の銀行等の営業日）です。

※ 口座振替の事務手続きが済むまでは、納入通知書払いとなります。

納入通知書払い

- 毎月20日頃に、納入通知書が保育所から配付されますので、月末までに納付してください。市外の私立保育所に入所している場合等は自宅へ郵送されます。
- 保育料等は、成田市役所本庁・各支所、上記の金融機関の窓口（ゆうちょ銀行を除く）、コンビニエンスストアで納付することができます。

※ 納入通知書払いの場合、保育課で納付が確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

③市内外の認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所、市外の公立保育所の場合

保育料等は、各施設または各市区町村が指定する方法により納付してください。

◆ 保育料は、納期限内に納めましょう。

皆様が納めた保育料をもとに保育所等の運営が行われていますので、納期限内に納付してください。

保育料を滞納した場合、延滞金が発生し、滞納処分の対象となります。通常、督促状や電話により自主的な納付をお願いしていますが、それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、勤務先に給与等の照会、預貯金の照会をした上で、差押を執行します。また、児童手当が未納額だけ減額されて支給されることがあります。

☆Web 口座振替について

保育料等の口座振替を、インターネット上の手順でお申込みいただけます。



《事前に準備するもの》

◆ 口座振替を希望する金融機関に応じて、以下のような情報が必要です。

	名義人氏名 生年月日	口座情報	キャッシュカード 暗証番号	キャッシュカード 発行番号	最終記帳残高 (下4桁)
千葉銀行	●	●	●	●	
千葉興業銀行	●	●	●		●
京葉銀行	●	●	●		
千葉信用金庫	●	●	●		●
ゆうちょ銀行	●	●	●		
JA 成田 (※)	●	●	●		
JA かつとり (※)	●	●	●		

※ JA 成田・JA かつとりを希望する場合は、他に JA サービスの ID・パスワードが必要です。

※ 金融機関都合により、口座承認に必要な情報が変更される場合があります。

《ご利用手順》

- ① スマートフォン等のカメラから右上の二次元コードを読み取り、成田市 HP にアクセス
- ② 申込を希望する対象費目をクリックして、手順専用サイトを開く
 - 「個人情報の取扱いについて」・「契約事項」・「注意事項」を確認し、「同意する」にチェック
- ③ 基本情報入力
 - 申込者と口座名義人は同一の方としてください。納入義務者は支給認定保護者としてください。
- ④ 税・料金情報入力
 - 説明に従い、開始時期などの必要項目を入力します。
- ⑤ ★ご注意★ ～「次へ」を押す前に～
 - この後の手順で、口座情報承認のため、上記の各種口座情報が必要となりますのでご注意ください。
- ⑥ 金融機関選択
- ⑦ 金融機関の外部サイトへ移ります
 - 金融機関サイトの指示に従い、口座の承認手順を行います。

《申込完了！！》 → 手続きが完了すると、手順完了した旨のメールが届きます。

10. 時間外保育について

保護者の就労等の時間を考慮し、各保育所等の原則的な保育時間を超えて保育を行います。

◆対象者

就労等により、基本となる保育時間内での送迎が困難な児童

◆利用時間

保育を必要とする時間に応じた利用になります。なお、各保育所等の最大開所時間を超えての利用はできません。最大開所時間は、23・24 ページの市内の保育所等一覧をご覧ください。

◆料金

- ・市内の公立保育所：30 分につき、月額 1,000 円（第 1 階層及び第 2 階層は無料）
- ・その他の保育所等：各保育所等で料金が異なりますので、直接お問い合わせください。

※教育・保育給付認定の内容により、料金が生じる時間帯が異なります。

保育標準時間：各保育所等で定めた保育標準時間の時間帯(11 時間)を超える保育

保育短時間：各保育所等で定めた保育短時間の時間帯(8 時間)を超える保育

(詳しくは 23・24 ページの市内の保育所等一覧をご覧ください)

◆料金の納入方法

- ・市内の公立保育所等：15 ページ「(4) 保育料等の納入方法」をご覧ください。
※口座振替の申込み時に、「時間外保育料」を選択する必要があります。
- ・その他の保育所等：各保育所等に直接お問い合わせください。

◆申込方法

各保育所等に直接申込みしてください。

11. 保育所等入所世帯援助費について

保育所等入所世帯援助費とは、市内に居住している生活保護世帯等の児童の保護者を対象に、保育所等の生活で負担した日用品や文房具の購入費、衣服の購入費、行事参加費等の一部を市が支給するものです。

（１）支給対象世帯

成田市に居住していて、次のいずれかに当てはまる世帯

- ・生活保護世帯
- ・保護者が里親である世帯
- ・市民税所得割非課税世帯かつひとり親世帯
- ・市民税所得割非課税世帯かつ障害者手帳を所持している人がいる世帯

※対象になるか否かの判定は、月ごとに行われます。年度の途中で家庭状況に変更がある場合は、その変更事由が生じた翌月から対象になります（または対象外になります）。

（例）10月中旬から生活保護の受給を開始した。

→ 11月から対象になります。10月までに負担した費用は対象になりません。

※市民税所得割非課税世帯か否かは、令和7年4月～8月は令和6年度市民税所得割額、令和7年9月～翌年3月は令和7年度市民税所得割額によって判定されます。

※保護者が市民税所得割非課税であっても、同一住所に居住する祖父母等に課税がある場合は対象になりません。

※ひとり親世帯であっても、父母が離婚した後も同一住所に居住している場合、婚姻していないが事実婚状態にある場合は対象になりません。

（２）支給対象となるもの

保育所等に支払った費用のうち、次のいずれかに当てはまるもの

- ・制服、かばん、帽子その他保育所等での生活に必要な衣服の購入に要した費用
- ・日用品、文房具その他保育所等での生活に必要な物品の購入に要した費用
- ・保育所等での行事への参加に要した費用

（３）支給金額（児童1人当たり）

- ・衣服等購入費…上限13,000円/年
- ・日用品等購入費、行事参加費…あわせて上限2,700円/月

※実際に支出した額と上限額を比較して、どちらか少ないほうの額となります。

（４）申請方法・必要書類

支給対象となる費用に係る領収書や集金袋のコピーなどが必要となります。その他に必要な書類もありますので、詳しくは保育課にお問い合わせください。

12. よくある質問と回答

申込み関連

Q 1. 保育所等の申込み書類はどこで受取ることができますか？

A 1. 保育課と各保育所等で受取れます。23・24 ページの市内の保育所等一覧をご覧ください。

Q 2. 現在、求職中ですが、保育所等に入所申込みをすることはできますか？

A 2. 可能です。ただし、入所から 3 か月以内に認定基準を満たす就労(1 か月 60 時間以上の就労)を開始できない場合や、「求職活動」以外の保育を必要とする理由に該当しない場合は退所となります。また、入所協議の際、就労中の人よりも優先度が低くなります。

Q 3. 現在、1 か月に 40 時間パートをしています。保育所等に入所できたら時間を増やす予定ですが、就労証明書はどのように記入すれば良いですか？

A 3. 入所後の就労状況が記入されたものを提出してください。

Q 4. 希望園の数に制限はありますか？

A 4. 希望園の数に制限はありません。通える範囲内でなるべく多く記入することをお勧めします。

Q 5. 希望園を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 5. 保育課に直接お越しいただくか、電話にて変更の手続きを行ってください。

Q 6. 保育所等への入所が保留になった場合、毎月申込みをする必要がありますか？

A 6. 年度内(3 月まで)であれば、再度申込みの必要はありません。新年度(4 月)以降の入所を希望する場合は、改めて申込みが必要になります。

Q 7. 職場から「入所が保留であることが分かる書類」(不承諾通知書など)の提出を求められているのですが、その都度「施設利用保留通知書」を発行してもらうことはできますか？

A 7. 「施設利用保留通知書」は初回のみ発行となるため再度発行はできませんが、それに代わる「証明書」であれば対応が可能です。詳しくは、保育課にお問い合わせください。

Q 8. 保育所等の受入れ状況は、どのように確認できますか？

A 8. 入所希望月の申込み期間(4 ページ記載)の初日までに、受入れ状況をホームページで公表します。なお、公表している状況は、その時点のものとなりますので変動する場合があります。また、受入れ可能となっても、急きょ受入れが難しくなる場合があります。

Q 9. 育児休業からの復帰に合わせて申込みをしましたが、入所が保留となりました。育児休業を延長する場合、再度就労証明書の提出が必要になりますか？

A 9. 育児休業を延長する期間が、すでに提出した就労証明書の「育児休業の取得」に記載されている期間内であれば、再度提出する必要はありません。ただし、その期間を超えて育児休業を延長する場合は、入所協議の優先度に影響がありますので、育児休業が延長された就労証明書を再度ご提出ください。

Q10. シフト勤務の場合の就労証明書の勤務日数・勤務時間の記載方法は？

A10. 1 か月平均の勤務日数・勤務時間の記入をお願いします。

Q11. 地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所)を卒園した後、継続して保育所等に入所することはできますか？また、その場合どのような手続きが必要になりますか？

A11. 卒園後は、それぞれの事業所が受入先として定めている保育所等(連携施設といいます。詳しくは、24 ページをご覧ください)に入所することができます。なお、連携施設に入所を希望する場合であっても、新規申込みと児童面接が必要となりますので、LoGo フォームから児童面接の予約をお願いします。

Q12. 地域型保育事業所を卒園した後、連携施設以外の保育所等に入所を希望することはできますか？

A12. 可能です。新規申込みが必要となりますので、その際に連携施設に加え希望園を追加することができます。なお地域型保育事業所の卒園児として優先度は高くなりますが、希望の保育所等に入所できない場合もあります。

Q13. 児童ホームと保育所等の申込みをする場合、就労証明書はそれぞれに提出が必要ですか？

A13. それぞれご提出ください。なお、コピーでの提出も可能です。

Q14. 育児休暇等により直近 3 か月の就労実績がない場合の記載方法は？

A14. 育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は、今後の就労見込みを記載してください。

Q15. 成田市へ転入する予定がある場合の申込み方法は？

A15. 入所希望月の書類提出期限に間に合うよう、現在お住まいの自治体を通して申し込んでください。書類は成田市の指定様式に加えて、申立書(転入予定)と転入先住所の確認できる書類(賃貸契約書・売買契約書など)を提出してください。なお、入所希望月の書類提出期限までに転入される場合は成田市での手続きとなりますので、LoGo フォームから児童面接の予約をお願いします。

Q16. LoGo フォームから児童面接の予約をしましたが、予約を取り消したい場合、予約の削除は可能ですか。

A16. 可能です。予約完了メールに添付されている URL にアクセスし、パスワード(※URL の下に記載あり)を入力して、“申請を取り消す”をクリックしてください。

保育料関連

Q1. 保育料は公立・私立保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業所で違いはありますか？

A1. ありません。基本の保育料については、成田市民であれば、成田市で定めた金額で決定されます。ただし、時間外保育料や給食費(副食費)については、保育所ごとに異なります。また、制服代等保育料以外に費用がかかる場合があります。詳しくは、保育所等へお問い合わせください。

Q2. 保育料はどのような方法で支払えばよいですか？

A2. 市内公立・私立保育所に在籍している場合は、口座振替による支払いをお願いしています。保育課や保育所等では口座振替の手続きはできませんので、15 ページに記載の金融機関の窓口で手続きをしてください。なお、口座振替の手続きが完了するまでは、毎月 20 日頃に「保育料納入通知書」が発行されますので、そちらを利用して支払ってください。また、市内外の認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所、市外の公立保育所に在籍している場合は、支払い方法が上記と異なります。お手数ですが、保育所等または市区町村へお問い合わせください。

Q3. 上の子がすでに保育所等に在籍していて、来月から下の子が入所します。口座振替の手続きは必要ですか？

A3. 子どもごとに手続きが必要です。15 ページに記載の金融機関の窓口で手続きをしてください。

Q4. 来月、子どもが誕生日を迎えて 3 歳になります。来月から保育料は無料になりますか？

A4. 年度途中で 3 歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料がかかります。翌年度から無料となります。

Q5. 父母の市民税所得割額がともに非課税です。同一住所に祖父母が居住していますが、別世帯であれば算定対象にはなりませんか？

A5. 算定対象になります。算定対象になるか否かは、住民基本台帳上の世帯ではありません。ただし、一定の要件を満たし、生計を別に行っていることが証明できる場合には、算定対象にならない場合がありますので、保育課にお問い合わせください。

教育・保育給付認定関連

Q1. 就労を理由に保育所等を利用していましたが、第 2 子を出産予定です。必要な手続きはありますか？

A1. 「就労」から「妊娠・出産」に認定の変更が必要です。分娩予定日を基準として、前後 2 か月間（多胎児の場合、前 3 か月・後 2 か月）は「妊娠・出産」の要件になりますので、要件が変わる前月の末日までに、「子どものための教育・保育給付に係る認定変更認定申請書」と母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日が分かるページ）を提出してください。

Q2. 分娩予定日の前月に出産した場合、「妊娠・出産」要件の基準日は分娩予定日と実際の出産日のどちらですか？

A2. 分娩予定日を基準として認定します。

Q3. 現在、保育標準時間認定を受けていますが、必ず毎日 11 時間利用できますか？

A3. 実際の利用時間は保護者の就労等の実態に応じたものとなります。

Q4. 就労時間が 1 か月 120 時間に満たないのですが、会社までの通勤時間を考慮すると、保育短時間認定の時間内では送迎が間に合いません。この場合、保育標準時間認定にすることはできますか？

A4. 保育標準時間認定が可能です。ただし、保育園に預けられる時間は認定区分に関わらず、就労時間に通勤時間を加えた時間となります。

その他

Q1. 慣らし保育はなぜ行うのですか？

A1. 入所するお子さまが、徐々に保育所等の環境に慣れるように、お子さまの負担を考慮し、短時間の保育を行うものです。お子さまの状況によって期間は異なりますが、公立保育所では約 1 週間から 10 日程度となっています。詳しくは各保育所等にご確認ください。

Q2. 第 1 子が在園したまま、第 2 子の育児休業を 1 年以上とりたいのですが、可能ですか？

A2. 育児休業を取得した場合の第 1 子の在園期間は、第 2 子が満 1 歳になる年度の末日までとなります。それ以上育休を延長する場合で育児休業以外の要件に該当しない場合、第 1 子は退所となります。

(例) 第 2 子の誕生日が令和 6 年 11 月 1 日の場合⇒令和 8 年 3 月末まで在園可能

Q3. 入所後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

A3. 退職後 3 か月以内に新しい職場で勤務を開始し、就労証明書の提出があれば継続して利用できます。ただし、3 か月以内に新しい職場が決まらない場合や、仕事を辞めて 3 か月以上経過していた場合は、発覚した時点で退所となります。また、仕事を続けていたかのような虚偽の申告をした場合についても同様です。

Q4. 食事への配慮が必要な場合、給食での対応はしてもらえますか？

A4. 保育所等では、医師の指示により、食物アレルギーの原因となる食物や服用中の薬への影響を及ぼす食物等を取り除いた除去食・代替食を可能な範囲で行っています(お弁当の持参をお願いします)。お子さまの命にかかわる大切なことですので、必ず事前にご相談ください。また、宗教上の理由から食べられない食材がある場合も同様となりますので、必ず事前にご相談ください。

Q5. 仕事の都合上、開所時間内に送迎ができません。どうしたらいいですか？

A5. 開所時間を超えてのお預かりはできませんので、決められた時間までに必ずお迎えに来てください。

Q6. 成田市外の保育園に入所をしたいのですが、どうしたらいいですか？

A6. 成田市を通して、希望する保育所等がある市区町村へ申込みを行います。希望する保育所等がある市区町村へ、入所申込みに必要な書類や締切日、受け入れに必要な要件等をご確認いただいた上で、保育課へご連絡ください。

Q7. 入所選考時に保育の必要度を指数化すると聞きましたが、点数表を見ることはできますか。

A7. 「成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則」に指数表を掲載しております。

13. 市内の保育所等一覧

※園ごとの特色などはこちらの園情報をご覧ください →



1. 保育所(公立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
中郷	②赤荻保育園 ※	24-0752	赤荻1042	生後57日～5歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00
豊住	③長沼保育園	37-0005	長沼495-3	1歳児～5歳児			
下総	④小御門保育園	96-2362	名古屋1144-1	5か月～5歳児			
	⑤高岡保育園	96-0042	大和田156	生後57日～5歳児			
大栄	⑥大栄保育園	73-3000	一坪田406-1				
ニュータウン	⑱中台保育園	27-9023	中台3-5				
	⑲中台第二保育園	29-6676	中台1-5				
	⑳吾妻保育園	27-5773	吾妻2-7				
	㉑新山保育園	28-2527	加良部4-24				
	㉒玉造保育園	26-8889	玉造3-3				
	㉓橋賀台保育園	28-0676	橋賀台2-23-1				
	㉔赤坂保育園	20-6900	赤坂2-1-1				

※赤荻保育園は建て替え工事のため、令和7年度の保育を実施しません。

2. 小規模保育事業所(公立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
八生	①松崎保育園	26-8282	松崎318-2	生後57日～5歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00

※松崎保育園は、状況により3歳児から5歳児を受入れる場合があります。

※松崎保育園卒園後は、赤坂保育園への入所が可能です。

3. 保育所(私立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
遠山	⑦三里塚第一保育園	35-0165	三里塚191	生後57日～5歳児	8:00～16:00	7:00～18:00	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00
	⑧三里塚第二保育園	35-0081	三里塚263-15				※土曜は三里塚第二保育園で合同保育の場合あり
	⑨三里塚みらい保育園	36-5328	西三里塚248-9				
	⑩AIAI NURSERY 本三里塚	37-5822	本三里塚4-18	4か月～5歳児	9:00～17:00	7:30～18:30	平日7:30～19:30
	⑪AIAI NURSERY 西三里塚	85-7944	西三里塚251-29				土曜7:30～18:30
久住	⑬AIAI NURSERY 久住	94-3105	久住中央3-1-1	4か月～5歳児	9:00～17:00	7:30～18:30	平日7:30～19:30 土曜7:30～18:30
下総	⑭月かげ保育園	96-0531	西大須賀1872-4	生後57日～5歳児	8:30～16:30		平日7:30～18:30 土曜7:30～18:30
成田	㉕成田保育園	22-0856	寺台560		8:30～16:30	7:00～18:00 ※つのぶえ保育園の土曜のみ 8:30～19:30	平日7:00～20:00 土曜7:00～18:00
	㉖つのぶえ保育園	22-0867	上町711-4				平日7:00～20:00 土曜8:30～19:30
	㉗キートンチャイルドケア 美郷台 (分園は㉙)	(本園)33-7024 (分園)37-6811	(本園)郷部1414-2 (分園)郷部1362				平日7:00～20:00 土曜7:00～18:00
公津	㉚宗吾保育園	26-2472	宗吾2-276				平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00
	㉛公津の杜保育園	29-6551	公津の杜2-24-1				平日7:00～19:30 土曜7:00～18:00
	㉜キートンチャイルドケア 公津の杜	37-8902	公津の杜1-26-4				平日7:00～20:00 土曜7:00～18:00

※キートンチャイルドケア美郷台の0・1歳児クラスは、令和7年4月より本園または分園のいずれかの園舎で保育します。

4.認定こども園（私立）

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
成田	㉔めぶき保育園なりた	85-7971	美郷台3-9-1	生後57日～5歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	平日7:00～19:30 土曜7:00～18:30
公津	㉔成田国際こども園	85-6593	大袋379		8:15～16:15	7:15～18:15	平日7:15～19:15 土曜7:15～18:15
	㉔ハレルヤこども園	85-4170	並木町141-3		8:30～16:30	7:00～18:00	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00
N	㉔はくと幼稚園	26-2331	吾妻3-51	3歳児～5歳児	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30
T	㉔玉造幼稚園	28-3131	玉造5-1031-3	生後6か月～5歳児	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30

※上記は、保育所部分の内容です。幼稚園部分については、各施設へお問い合わせください。

5.小規模保育事業所(私立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
久住	㉔わくわく保育園久住園	29-5090	久住中央4-21-10	生後57日～2歳児	8:30～16:30	7:30～18:30	平日7:30～19:00 土曜7:30～18:30
遠山	㉔第一森の保育所	36-4718	吉倉640-1				
	㉔第二森の保育所	36-4718	吉倉567-8				
成田	㉔ひまわり保育園	22-3693	囲護台3-6-10				平日7:30～19:00 土曜7:30～18:30 ※土曜はひまわり保育園で合同保育の場合あり
	㉔キッズルームひまわり	22-3692	囲護台3-6-4			7:30～18:30 ※ハレルヤ保育園の土曜のみ 7:00～18:00	平日7:30～19:00 土曜7:30～18:30
	㉔ことり保育園 スカイタウン園	37-7943	花崎町828-11 スカイタウン成田203				平日7:30～19:00 土曜7:30～18:30
	㉔わくわく保育園成田園	37-7775	不動ヶ岡2118-5				平日7:30～19:00 土曜7:00～18:00
公津	㉔ハレルヤ保育園	29-6200	大袋356-1				平日7:30～19:00 土曜7:00～18:00
	㉔ことり保育園公津の杜園	37-3100	公津の杜3-33-10			7:00～18:00	平日7:30～19:00 土曜7:30～18:30
	㉔わくわく保育園並木町園	37-7065	並木町145-124				平日7:00～20:00 土曜7:00～18:00
	㉔こひつじくらぶ	22-9339	並木町175-34	3か月～2歳児			
	㉔キートスベビーケア 公津の杜	37-8904	公津の杜1-26-4	生後57日～2歳児			

※小規模保育事業所は、状況により3歳児から5歳児を受入れる場合があります。

※小規模保育事業所(㉔、㉔、㉔、㉔、㉔)卒園後は、赤坂保育園への入所が可能です。

※わくわく保育園久住園卒園後は、大栄保育園への入所が可能です。

※第一森の保育所、第二森の保育所卒園後は、成田保育園(人数未定)または赤坂保育園への入所が可能です。

※ハレルヤ保育園卒園後は、ハレルヤこども園(7名程度)または赤坂保育園への入所が可能です。

※わくわく保育園並木町園卒園後は、成田国際こども園(3名程度)または赤坂保育園への入所が可能です。

※キートスベビーケア公津の杜卒園後は、キートスチャイルドケア公津の杜(5名程度)または赤坂保育園への入所が可能です。

6.事業所内保育事業所(私立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
八生	㉔なかよし保育園	33-6711	押畑896-4 玲光苑内2階	生後57日～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00

※なかよし保育園卒園後は、赤坂保育園への入所が可能です(従業員枠を除く)。

7.家庭的保育事業所(私立)

	名称	電話番号	所在地	受入年齢	保育短時間	保育標準時間	最大開所時間
八生	㉔家庭的保育園にこ	090-4056-4405	松崎2018	生後57日～2歳児	8:30～16:30	8:00～17:30	平日8:00～17:30 土曜 なし
N	㉔なりたおうちほいく わたぼうし (R7.9.1～休園中)	26-7725	加良部4-11-5	3か月～2歳児			

※家庭的保育園にこ卒園後は、吾妻保育園への入所が可能です。

成田市全域

【保育所(公立)】

- ②赤荻保育園
- ③長沼保育園
- ④小御門保育園
- ⑤高岡保育園
- ⑥大栄保育園

【小規模保育事業所(公立)】

- ①松崎保育園

【保育所(私立)】

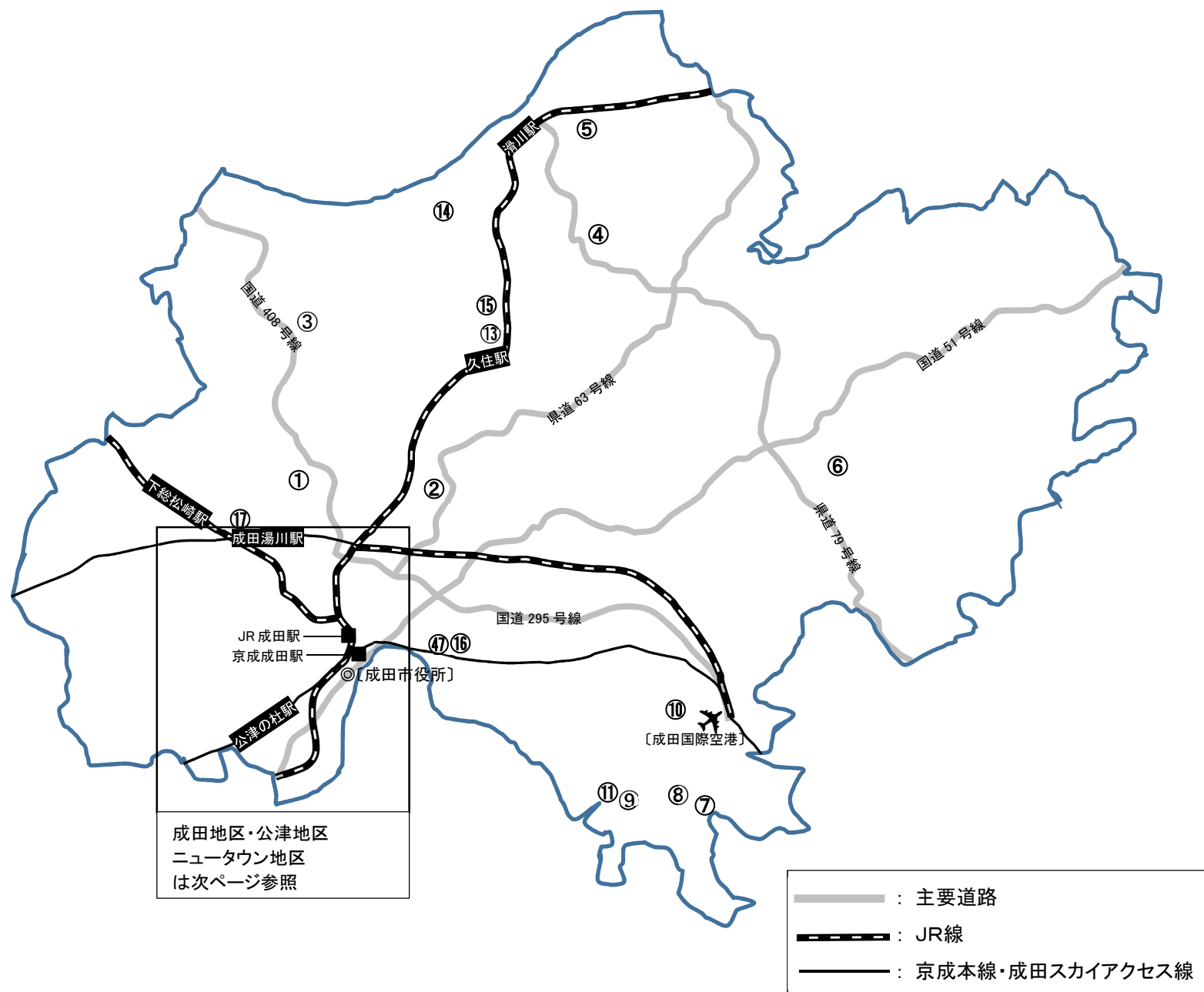
- ⑦三里塚第一保育園
- ⑧三里塚第二保育園
- ⑨三里塚みらい保育園
- ⑩AIAI NURSERY 本三里塚
- ⑪AIAI NURSERY 西三里塚
- ⑬AIAI NURSERY 久住
- ⑭月かげ保育園

【小規模保育事業所(私立)】

- ⑮わくわく保育園久住園
- ⑯第一森の保育所
- ⑰第二森の保育所

【家庭的保育事業所(私立)】

- ⑱家庭的保育園にこ



成田地区・公津地区・ニュータウン地区 拡大

【保育所(公立)】

- ⑮中台保育園
- ⑮中台第二保育園
- ⑮吾妻保育園
- ⑮新山保育園
- ⑮玉造保育園
- ⑮橋賀台保育園
- ⑮赤坂保育園

【保育所(私立)】

- ⑮成田保育園
- ⑮つのぶえ保育園
- ⑮キートスチャイルドケア美郷台
(本園)
- ⑮キートスチャイルドケア美郷台
(分園)
- ⑮宗吾保育園
- ⑮公津の杜保育園
- ⑮キートスチャイルドケア公津の杜

【認定こども園(私立)】

- ⑮めぶき保育園なりた
- ⑮成田国際こども園
- ⑮ハレルヤこども園
- ⑮はくと幼稚園
- ⑮玉造幼稚園

【小規模保育事業所(私立)】

- ⑮ひまわり保育園
- ⑮キッズルームひまわり
- ⑮ことり保育園スカイタウン園
- ⑮わくわく保育園成田園
- ⑮ハレルヤ保育園
- ⑮ことり保育園公津の杜園
- ⑮わくわく保育園並木町園
- ⑮こひつじくらぶ

【事業所内保育事業所(私立)】

- ⑮なかつよし保育園

【家庭的保育事業所(私立)】

- ⑮なりたおうちほいくわたぼうし
(R7.9.1～休園中)

